

第6回日野町議会定例会会議録

令和3年9月27日（第5日）

開会 9時24分

閉会 14時20分

1. 出席議員（13名）

1番	野 矢 貴 之	9番	谷 成 隆
2番	山 本 秀 喜	10番	中 西 佳 子
3番	高 橋 源三郎	11番	齋 藤 光 弘
4番	加 藤 和 幸	12番	西 澤 正 治
6番	後 藤 勇 樹	13番	池 元 法 子
7番	奥 平 英 雄	14番	杉 浦 和 人
8番	山 田 人 志		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

な し

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町 長	堀 江 和 博	副 町 長	津 田 誠 司
教 育 長	安 田 寛 次	総務政策主監	安 田 尚 司
厚 生 主 監	池 内 潔	産業建設主監	藤 澤 隆
教 育 次 長	宇 田 達 夫	総 務 課 長	澤 村 栄 治
税 務 課 長	山 口 明 一	企画振興課長	正 木 博 之
住 民 課 長	山 田 甚 吉	子ども支援課長	柴 田 和 英
長寿福祉課長	吉 澤 利 夫	商工観光課長	福 本 修 一
建設計画課長	高 井 晴一郎	上下水道課長	持 田 和 徳
生涯学習課長	吉 澤 増 穂	会 計 管 理 者	山 田 敏 之
学校教育課参事	小 椋 慶 洋		

4. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	山 添 昭 男	総務課主査	森 岡 誠
--------	---------	-------	-------

5. 議事日程

- 日程第 1 議第 5 2 号から議第 5 8 号まで（町道の路線の認定についてほか 6 件）および請願第 5 号（コロナ禍によるコメの需給改善と米価下落の対策を求める請願）について
〔委員長報告・質疑・討論・採決〕
- 〃 2 議第 6 9 号 令和 3 年度日野町一般会計補正予算（第 5 号）
- 〃 3 議第 7 0 号 令和 3 年度日野町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 4 議第 7 1 号 令和 3 年度日野町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 〃 5 決議案第 3 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書決議について
- 〃 6 決議案第 4 号 コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書決議について
- 〃 7 決議案第 5 号 警察官の増員を求める意見書決議について
- 〃 8 議第 7 2 号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 9 議員派遣について
- 〃 10 委員会の閉会中の継続審査・調査について

会議の概要

－開会 9時24分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。
一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席ください。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 議第52号から議第58号まで（町道の路線の認定についてほか6件）および請願第5号（コロナ禍によるコメの需給改善と米価下落の対策を求める請願）についてを一括議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長 10番、中西佳子君。

10番（中西佳子君） 皆さん、おはようございます。それでは報告をさせていただきます。

令和3年第6回定例会産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

去る9月15日午後1時57分から委員会を開催いたしました。委員全員と執行側より堀江町長はじめ関係各課職員の出席の下、町長、議長の挨拶を受けました。本委員会に付託の案件は3件と請願1件でありました。議案の説明はさきの議員全員協議会で受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、議第52号、町道の路線の認定についてを議題といたしました。

委員より、コスモス・ラーラ道路について、将来的には家が建ち、見通しが悪くなることが予想されるが、町道になった時点でカーブミラーや停止線を整備されるのか。建設計画課より、現時点での路面表記については、必要なところは既に終わっている。家が建ち見通しが悪くなったところは都度対応していきたい。

また、質問として、路線番号について、町道が格上げや廃止になった場合、路線番号はどうなるのか。建設計画課より、町道認定しているうち廃止路線が11路線あり、路線番号は欠番となる。新しく認定する場合は新しく番号を取り、路線番号が増えていくことになる。

ほかに質疑なく、次に議第53号、日野町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを議題といたしました。

委員より、条例の制定した後の展開が大事で、地域の振興に資することがポイントであると思う。地域振興と併せた産業振興策をどのように構築していくのか。また、日野町の商工会の場合は、中小企業庁の施策で個社支援を中心にされてこられたので、地域振興の発想理念がない中でノウハウ蓄積をどうするのか。商工観光課

より、経済、雇用、地域を支えている中小企業や小規模事業者を、地域がその役割を認識して連携し、中小企業、小規模事業者の展開につなげようという意図を持って条例を制定させていただきたいと考えている。商工会の主な活動は個社支援であり、それぞれの地域の特性を生かし、お店の販路拡大、PRをどう打っていくかに力点が置かれている現状です。まずは商工会と一緒に何ができるのかを町で洗い出し、商工会と協議していくことが大事だと思っている。提案できることは提案し、商工会からも提案を求めている。

委員より、空き家・空き店舗補助について、補助対象の資格が見えない。加えて既に事業開始している事業に補助金交付するために後づけで要綱をつくり、補正予算で計上するのはいかなものか。商工観光課より、空き家・空き店舗事業については、6か月以上空き家・店舗状態であることなど一定の要件を考えている。

委員より、空き家・空き店舗事業の進め方について不公平ができない事業展開が必要だと思う。また、商工会青年部が地域にとって役立つだろうという事業を提案しても、補助金のメニューに合致せず制限がされている。今回、商工会等と連携して民間事業者が実施する目的は地域コミュニティの維持のためであって、公共の福祉につながるような施策が出てくることを期待するが、どうか。商工観光課より、地域コミュニティの維持発展に関しまして、個社の補助には県連や県のルートの補助があり、個社の発展が地域の発展につながっていくと思っている。町では組織の活性化、地域の活性化を期待して、商工会青年部だけでなく建築組合など、活動について支援をしている。

ほかに質疑なく、次に議第54号、日野町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしました。

委員より、中山の中小企業団地をはじめとした新たな企業団地について、今年更新の都市計画の中で盛り込んでいくのか。建設計画課より、企業団地の位置づけについては、今年度の都市計画マスタープランを改定する中で位置づけをしたいと思っている。

委員より、工場の定義について、資本金なのか、従業員数や規模なのか、定義を教えてください。商工観光課より、工場等については日本標準産業分類の中で製造業、情報通信業、運輸業、郵便業のうちの道路貨物運送業および倉庫業、学術研究、専門・技術サービス業のうちの学術研究機関を工場等と定義している。今回の改正では、新たに雇用していただく町内雇用者が5人もしくは3人という定義だけで、企業の従業員数や規模で制定するものではない。

委員より、今まで条例を利用されたことはあるのか。ハードルを下げたことにより利用は見込めるのか。また、PRはどうするのか。商工観光課より、この条例を活用した奨励金の支出の最終は平成13年度に活用された実績があるが、以降の実績

はない。近隣市町と比べ、日野町も選択肢になるような条例改正とさせていただくことで活用に至ることを期待している。PRについては、県においても紹介していただいているが、町もしっかりと取り組んでいきたい。

委員より、条例改正で町内雇用率から人数に緩和することになるか。企業が町内雇用を確保するために寮を建て、町内雇用を増やすように努力をしてきたケースがあった。このような努力をしなくてもよくなれば町内雇用が少なくなり、町内人口が減少する心配はないのか。商工観光課より、今回の改正は、企業に進出していただけるきっかけとなるよう改正するものです。大規模な工場ですと、寮を建てて町内でお住まいいただく場合もあると思うが、現状は町内のアパートを会社が借り上げて、そこから通勤されているケースもあると思う。また、通勤距離等を考えると、町でお住まいになるほうが利便性もよいと考えますので、基準を緩和しても町内人口の減少につながるとは考えていないとの答弁がありました。

ほかに質疑なく、討論に入りました。討論なしのため一括採決を行い、議第52号、町道の路線の認定についてほか2件は全員賛成により原案どおり可決することに決しました。

以上で本委員会に付託がありました議案の審査が終了しましたので、町長より挨拶をいただきました。

暫時休憩の後、会議を再開し、請願第5号、コロナ禍によるコメの需給改善と米価下落の対策を求める請願を議題として、紹介議員より説明を受け、質疑、意見交換に入りました。また、産業建設主監より日野町の農業の現状と米価下落の状況の説明をいただきました。

委員からは、請願の趣旨は理解する。また、国内での米の需要を高める要望が大事である等の意見が出されました。

意見交換を終了し、討論に入りました。討論なく、採決を行い、全員賛成で採択をされ、決議案を議長に提出することに決しました。ほかに意見なく、午後4時23分、委員会を閉会いたしました。

以上、産業建設常任委員会委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、厚生常任委員長 13番、池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、令和3年9月定例会厚生常任委員会委員長報告を行います。

当常任委員会は9月16日木曜日午前9時より委員会室において、議会より委員全員、執行側より堀江町長、津田副町長、安田総務政策主監、池内厚生主監、藤澤産業建設主監をはじめ、上下水道課、長寿福祉課、福祉保健課、子ども支援課等、課長、参事、主任、専門員の出席の下、会議を行いました。当委員会に付託されました案件は3議案であります。

まず、議第56号、令和3年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑に入りました。

委員より、歳入のうち、国民健康保険保険給付費等交付余剰金の内容について、歳出の還付金の内容、健康保険会計に対するコロナの影響についての質問があり、当局より、前年度の精算結果で、国保連合会から余剰金が町に返還されてきたため、これを歳入として計上し、同額を県に返納するため歳出の償還金として計上。歳出の内訳は、医療費の保険給付分の償還のほか、国保ヘルスアップ事業、特定健康診査などに係る保健事業の精算分を合わせた額が1,654万8,000円である。コロナ禍での受診控えはあり、1人当たりの医療費は、令和元年度に比べ、令和2年度はマイナス6.24パーセントとなり、令和3年5月診療分を見ても令和元年度の水準には戻っていないとの答弁がされました。

また、委員より、精算で返納するとはどういった分の精算かとの質問に、当局より、余剰金は普通交付金として県からもらい過ぎていた分であるため、償還金という形で県に返還する必要がある、交付決定額と実績額の差額を償還金として返還するものとの説明がされました。

他に質疑なく、次に議第57号、令和3年度日野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑に入りました。

委員より、歳入の前年度繰越金の要因、歳出の償還金の内訳について。また、コロナ影響についての質問が出され、当局より、前年度の精算結果で合計6,332万8,000円の返還が生じたため、歳出の補正予算を計上した。財源には前年度繰越金のうち同額を充当した。前年度からの繰越金の要因は、第7期介護保険事業計画による介護給付費を見込んでいたが、要介護認定率が想定より低い16.5パーセントと低位に推移し、介護給付費の実績が見込みを下回ったことから、1億112万7,000円余りの繰越金が生じた。償還金の内容は介護給付費分が5,795万6,000円、地域支援事業費分537万2,000円である。コロナの影響については、時間の経過とともに影響が少なくなったと思われるが、むしろ動かないことによる身体機能低下が心配され、町でもフレイル予防対策の啓発に努めていると答弁がされました。

他に質疑なく、次に議第58号、令和3年度日野町水道事業会計補正予算（第1号）について質疑に入りました。

委員より、配水設備改良費の詳細と耐震管敷設の比率についての質問が出され、当局より、配水設備改良費の主なものは、中央配水池への連絡管の敷設替工事、村井・奥師間の基幹配水管の延伸工事、県道西明寺安部居線の道路拡幅工事に伴う配水管移設工事の3つの耐震化工事費用から成っている。国の補助金を充当している。管路の総延長は口径20ミリから300ミリまで、総延長250キロメートルである。令和3年度末段階の耐震管の総延長は約7キロメートル、率にして10.7パーセントとな

ると答弁がありました。

また、委員より、資本的収支の収入のうち、工事負担金に係る工事区域はどこか。また、支出部の設計委託料の減額の内容についての質問があり、当局より、工事区間は県道西明寺安部居線の移設工事であり、県からの補償費を収入として計上した。設計委託料の減額については、最も多くを占めているのは町道西大路鎌掛線の道路工事に伴う水道管移設工事の設計委託を当初予定していたが、道路工事の詳細設計の完了に合わせるため、一旦移設工事の設計委託料を減額したものと答弁がされました。

ほかにも、町長公約についてや資本的収支と支出の差額についての質問がされました。

続いて、各案一括で討論に入り、討論なく、議第56号、令和3年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）ほか2件について採決に入り、全員賛成で原案のとおり可決するべきものと決しました。

以上で本委員会に付託がありました案件は全て審査が終了し、町長の挨拶を受け、暫時休憩といたしました。

再開後、調査研究として、今9月議会に子供たちへの新型コロナウイルスワクチン接種について考える会の代表として、西大路にお住まいの高橋美明氏より未成年者への新型コロナウイルスワクチン接種に向け、メリット・デメリットが判断しやすい情報提供を求める意見書が提出されましたので、今、大きな関心事であるワクチン接種について当委員会で調査研究することにいたしました。

執行側より、安田総務政策主監をはじめ関係課の出席をいただき、日野町での新型コロナウイルスワクチン接種状況についての説明をいただきました。その後、自由討議として、委員より意見を出し合い、議論を深めてまいりました。

ワクチン接種対象が12歳まで引き下げられ、子どもへの感染拡大が進んでいるとして、もっと接種年齢を下げる動きが見られる中、大人のワクチン接種でも重篤な副反応者や接種後の死者数が7月末現在で合わせて報告されている合計人数は4,257人。因果関係ははっきりしていないとのことですが、通常の開発期間より短く、治験も十分行っていないワクチンですから、成長期である未成年、18歳以下の接種についてリスクを心配されるのはもっともなことであります。世代間ギャップの問題や自己責任論的な発言、また同調圧力、そしてワクチン接種することで重症化は防げるとしても感染はする。かかったら人にうつすことにもなるものであり、マスクや手洗い、消毒、密を避ける等の予防策はしっかり行わなければならないこと等、様々な意見が出されました。当局に対しても、町としてできる限り情報提供、また、人権を守る観点からもワクチンを受けない人が誹謗中傷されることがないよう町民の意見をしっかりと町政に反映されることを訴えて、当局からもそれを了と

する考えを聞かせていただきました。

その他として、先日、安心して赤ちゃんを産み育てられるまちづくりへの要望書が提出されました。これもコロナ関係の要望書でありましたので情報を共有し、千葉県でのコロナ感染で自宅療養中の妊婦さんが、搬送先の病院が見つからず自宅で早産し、赤ちゃんが死亡するという痛ましい事件が我が日野町でも起こらない医療体制の充実を当局に訴えました。あと、各委員において深めていただくことで11時25分、当委員会を終了いたしました。

これで厚生常任委員会委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、予算特別委員会委員長 8番、山田人志君。

8番（山田人志君） それでは、令和3年第6回定例会における予算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

日時は9月14日13時55分からで、出席者は、議会側が議長ほか委員全員、そして執行側は町長、副町長ほか担当課職員の皆さんでした。町長、議長から挨拶をいただいた後、付託された議第55号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第4号）について執行側の説明を受けた後、質疑に入りました。

まず、委員から、財政調整基金について、町民が財産を取り崩しているようなこのタイミングで積み立てるのか。町の福祉や事業者の支援のために使えないのかという質問がありまして、総務課からは、将来に備えるために一旦は積み立てるもので、コロナ対策については国からの追加交付もあり、一般財源も併せて追加の補正予算を上げていくという答弁でした。

このやり取りについて私のほうから、この議会中に追加補正の可能性を聞いているが、そこに反映されるのかとお聞きしたところ、総務課からは、この議会中に追加補正をしたい。8月の大雨による災害への対応と併せてコロナ対策も考えているというようなご答弁でした。

さらにこの件に関して別の委員から、では追加補正はいつ審議するのかというお問合せがあつて、総務課からは、提案できるタイミングは最終日になるというようなお答えでした。

また、同じ委員から別の質問がありまして、4点質問がありました。1点目は、交通安全対策費について、要望の全てに対応できているのか。何パーセント完了するのかと聞き、それから2点目には、老人クラブ活動事業のシルバー大学の計画、3点目には、児童手当支給事業で出生数が下回ったということであるが、その実態を聞きたい。4点目には、予防接種事業について、待合バスの借上料は1日いくらか。いつまで依頼しているのかという4点の質問がありました。

1点目については建設計画課から、交通安全対策事業について、要望は30件で、うち19件に対応した。比率は63パーセントになる。町が道路管理者でない部分は公

安に要望していくということでした。

2点目については長寿福祉課から、シルバー大学を全部で4回、10月から11月に計画しているということ。

3点目には子ども支援課から、令和2年度出生数は131人で、平成30年度は170人、令和元年度は139人であったという報告でした。

そして最後4点目、厚生主監からは、バスの借上げについては1区分当たり2万2,000円で67区分になる見込み。また、契約の期限は6月1日から8月31日ということでした。

また、別の委員から、こども園の防犯カメラの補正予算について、これは修理なのか、新しくつけるのか。また、ほかの園の設置状況、私立保育園はどうなのかという質問があり、子ども支援課からは、桜谷こども園第1園舎の既存防犯カメラの修繕であり、町内ではあおぞら園と桜谷こども園第2園舎を除いて防犯カメラが設置されている。また、私立の保育施設についても設置されているという答弁でした。

また、別の委員からは、予防接種事業でワクチンの接種は集団免疫を狙いに行っているのかという質問に対して、厚生主監からは、結果的に集団免疫を獲得するかもしれないが、取りあえず重症化しない、医療を圧迫しないということを目的にしているというお答えでした。

また、議長から、最終日に補正を上げるということであるが、予算特別委員会の場なので、ある程度の方針を示してほしいという要請がありまして、総務課から検討中の追加補正の概要について説明がありました。

また、別の委員から3点の質問があつて、1点目は地方交付税が上がったその要因、2点目は路線バス対策事業のモニターは何名応募があつたのか。3点目には旧東桜谷幼稚園の園舎の工事の詳細についての質問がありました。

総務課から1点目については、交付税算定の中で基準財政需要額については昨年度に比べ8,200万円伸びている。基準財政収入額は前年度実績比で5億円減となつて、その要因は大企業の法人税割の激減あるいは給与所得等の減が要因であるということでした。

2点目については企画振興課から、路線バスのモニターについては260人から270人の応募があるということ、また、3点目については厚生主監から、旧東桜谷幼稚園舎は、本来は平成25年において幼稚園舎から福祉サービスへの用途変更が必要であつたものが変更できていないために、今回、増築で確認申請をする際に用途変更修正対応する必要が出てきたというふうなご答弁でございました。

また、別の委員から、認定こども園への防犯カメラの修理の台数について質問があり、子ども支援課からは、4台分のカメラと中央監視システムということでした。

また、副委員長から民生費のひだまり事業所の修繕について、どの範囲であるの

か。あるいは勤労福祉会館については改修が必要でないのかという質問があって、厚生主監からは、ひだまり事業所の修繕については玄関の自動ドアと空調設備であり、勤労福祉会館については自動ドアの修繕を完了しているというご答弁でした。

また、別の委員から、消防費について計4台と理解してよいかという質問に対して、総務課からは、当初予算で4台計上し、今回の予算で5台目となるということでありました。

ここで暫時休憩して、再開後に後半の説明を受けた後、質疑に入りました。

まず、委員からは、社会資本整備総合交付金事業で、西大路鎌掛線で新たな工事はどこまで延びる予定かという質問に対して、建設計画課からは、今年度、鎌掛のバイパス部分の舗装については発注済みで、町道拡幅部分までの支障木の伐採等を計画している。用地買収も実施するということでした。

また別の委員から、家庭教育支援事業は具体的にどのような事業かという質問に対して、生涯学習課からは、県のモデル事業として近江八幡市と日野町が指定を受けた。日野町では大きな課題である不登校家庭への訪問を考えていて、県からはスーパーバイザーの派遣を受け、町の支援員の活動をサポートしてもらおうというようなお答えでした。

また、別の委員から4点の質問があって、1点目は教育費で、デジタル教科書化したらタブレットを持ち帰らないと予習復習ができなくなるが、買取りなど予定はあるのかということ。2点目については農道維持管理事業に関して、免許返納者がトラクターを運転していることがある。周知を考えてほしい。3点目に林業振興費に関連して、植樹祭に関し、日野町林研グループの会長から予算をつけてほしいと町長に要望書を提出したところ、明細を出してほしいということだったのでその明細書を出したが、どうなっているかということ。4点目、奥師の林道が崩落して、県としては護岸の整備までは協力するが、橋は町が対応しなければという話であったが、その進捗はどうなっているかという4点の質問がございました。

1点目について学校教育課からは、デジタル教科書については持ち運びや教室での利用方法などを整理しないといけないし、タブレットの学習が果たして適しているのかなど、今後検証していかなければならない。そして、先行投資が必要かどうかは慎重に検討していく必要があるというご答弁でした。

2点目から4点目については産業建設主監にお答えいただいています。

2点目、農作業安全については春と秋に啓発を行っているが、免許返納者の道路走行があるということであれば、県と協議しながら啓発を考えていきたいということでした。3点目、林研グループから明細を頂き、総務課とも共有させていただいているということでした。そして4点目、奥師の林道橋の崩落については、土木事務所、森林整備事務所と協議してきたところ、土木事務所には、護岸工事は施工で

きるが、橋は対応できないと言われているということで、この内容については区長にもお話しして集落で協議いただいているが、その返事は聞いていないということでありました。

また、別の委員から、必佐幼稚園の床をカーペットから床に変えるということであるが、カーペットのほうが安全性、保温性など適しているのではないかということに対して、子ども支援課からは、材質は板材に変える。開園当初からのカーペットで、衛生環境を保てるように張り替えを行うことにしたというご答弁でした。

また、別の委員から、住宅リフォーム促進事業についての空き家のリフォーム助成がどうなっているかという状況と、もう1点は必佐幼稚園の草刈り機で刈れない部分について今後どう考えているかという2点の質問があり、1点目については商工観光課から、空き家のリフォーム補助ということで現在3件の申請があって、2件が工事完了、1件は工事中ということでした。

2点目については建設計画課から、幼稚園の草刈りについては地元で対応が難しいのなら担当で草刈りをするなど対応するというようなご答弁でした。

また、別の委員から、住宅リフォーム促進事業について、太陽光発電の進捗状況、そして2点目には教育費の小学校の図書購入の予算の割り振りについて質問がありまして、1点目については商工観光課から、太陽光発電については問合せはあるが、申請はないということでした。2点目の図書購入については学校教育課から、50万円の予算を均等割と学校児童数に応じて割り振るという答弁でした。

また、別の委員から、農地費の多面的機能支払交付金事業について、地区が増えたのかという質問に対しては、農林課からは、西大路水落町の団体が増えて合計で52集落になったということでした。

また、別の委員から3点、1点目は中山間地域等直接支払交付金事業について、面積が変わり増えているが、詳細について教えてほしい。2点目は、空き店舗活用支援事業は今後も町の独自の補助金として行ってほしいという要望ですけど、3点目には教育費について、タブレットを整備していただいたが、これまでのパソコンをどのように活用していくのかという質問でした。1点目について産業建設主監からは、中山間地域等直接支払交付金については、取組の面積の調整をし、確定となったので補正を行った。今年度の確定は8集落で、面積が32万6,289平米であるというお答えでした。2点目は商工観光課から、空き家・空き店舗活用支援事業補助金の継続については執行状況を見ながら考えたいということでした。そして、3点目については学校教育課から、学校のパソコンについては、ライセンスの運用の形態が違うために混在させることは難しいということが分かって、今は授業の指導用に使っているが、このまま混在させることは難しいと考えているというお答えでした。

また、別の委員の教育費の委託料について質問があり、教育次長から中学校の冷暖房のガスヒートポンプの検査メンテナンスであるという答弁に関して、再質問で委員から、二、三年に一度この予算は上がってくるのかという質問に対して、教育次長からは、ガスヒートポンプのメンテナンスは大体5年ごとに必要になるというご答弁がありました。

また、別の委員から、商工振興事務事業について、創業塾を卒業してもしばらくたってから創業する場合は当てはまるメニューがないので、今のよういろいろなパターンがあるほうがよいという、これは意見です。そして、2点目としては、コスモス・ラーラと町道が当たるところで滑りやすいところがあるので、何とかなるのかという質問については、建設計画課から、現地を確認して判断するということでした。

また、最後に議長から、先ほどの委員との質問のやり取りに関連してですが、宮川の河川改修の施工時期について確認がありまして、産業建設主監からは、来年度予算の要望に上げれば本庁に要求すると聞いているという答弁があつて、それに対して議長からは、これは橋の話だと思いますが、もっと簡単な工法で解決する方法を考えてはどうかというご意見がございました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、採決に入ったところ、全員起立により議第55号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第4号）については原案どおり可決決定するということが皆さんが賛同いただきました。

ここで町長から挨拶をいただき、16時30分に委員会を終了いたしました。

以上で予算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 続いて、諸般の報告を行います。総務常任委員長 6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） それでは、令和3年第6回定例会におきます総務常任委員会の委員長報告を行います。

総務常任委員会は、9月15日午前8時55分から第1・第2委員会にて行いました。出席者は、議会側は委員全員とオブザーバーとして杉浦議長、執行側は町長、副町長、総務政策主監ならびに総務課、住民課の職員さんでございます。委員長挨拶の後、今回の総務常任委員会には付託案件がございませんでしたので、調査研究を行いたい旨、私、委員長から提案をさせていただき、全員異議なく、堀江町長、杉浦議長よりご挨拶をいただいた後、調査研究を行うこととなりました。

最初に、日野町内へ配置される警察官の増員要望についてを議題として調査研究を行うことといたしました。音羽にあった西大路駐在所が4年前に廃止となり、その際に西大路公民館駐車場の改修に合わせて駐車場用地の一角に連絡所だけでも設けてもらえないかと地元からも多数の意見がございまして、私たち議会としても

用地の確保などに動かさせていただきましたが、その後進捗もないことから、これまでの経緯も含め、総務課、住民課からも情報を得ながら警察官増員要望について意見交換を進めることといたしました。まず、当時より窓口としても交渉などに当たっていただいている委員に説明を求めました。

委員より、音羽の西大路駐在所がなくなり、当時警察からは早朝のパトロールなどを強化すると言われていたが、その後の経過を総務課から聞きたい。また、日野町内には、桜谷、必佐、南比都佐の3か所の駐在所と日野警部交番に人員が配置されているが、これらの駐在所に出向く、または連絡をするなどしたときに不在であるという住民さんからの声が多く、このような現状を見直してもらいたいと思っている。

住民課長より、現在、国の警察法、警察法施行令により配置されている滋賀県の警察官数は2,246人であるが、滋賀県地方警察職員の定員に関する条例及び規則により配置されている滋賀県の警察官数は2,282人、また、滋賀県の警察官以外の職員数は303人となっている。このうち東近江の警察官は145人、東近江警察署以外の職員は8人である。日野町内には日野警部交番に8人ですが、このうち常時配置されているのは4人、桜谷駐在所に1人、南比都佐駐在所に1人、必佐駐在所に1人となっており、庁内での常勤警察官数は7人となっている。また現在、滋賀県の警察官1人当たりの負担人口は622人であり、これは全国ワースト3位の数字で、平成12年に発表された警察刷新に関する緊急提言における基準警察官1人当たりの負担人口500人を上回っている。

委員長より、諸外国では警察官1人当たりの負担人口が300人から400人である中、日本では1人当たり500人を目標にしている。さらに日野町では、日野警部交番への常時4名と各駐在所の3名の計7名で人口2万1,000人を負担しており、警察官1人当たり3,000人の住民を負担していることとなる。交通事故の発生件数自体は減少し、刑法犯罪認知件数も減少してはいるが、これはあくまでも認知件数であり、警察官が少なく駐在所が不在のために軽微なものは報告に至っていないかもしれない。このような現状改善に向け、先月末、杉浦議長とともに東近江署の筒井署長を訪ね、現状の把握や警察からの要望などもお聞きし、意見交換をさせていただいたので、そのときの内容を議長より発言していただきたい。

議長より、西大路駐在所の廃止の際、駐在所は廃止するが人員体制は強化すると回答を得た。そのときに、県警としてはできないが、西大路公民館の一部に町で連絡所などを準備いただけるなら人員配置の可能性はあるというアドバイスを県警よりいただいた。しかし、当時の町長からは、町が建てるのは地財法違反であるとの意見があり、また当時、地元西大路の東議員も反対をされたが、やはりそのときに解決しておくべきであったと思う。連絡所などを準備すれば県警から人員を配置

してもらえたものであるが、現状は日野警部交番に統合され、なかなか西大路の現地に行けないなどの課題が現実となっている。今後も駐在所や警察官数が減少していく不安があるため、我々日野町議会からも全議員が要望することで1人でも警察官が増員されるようにしていきたい。安全だから配置を減らしてもよいのではなく、体制があるから安全が守られているのだという認識を持って進めたい。抑止力として配置いただく必要があるということをお願いしてまいりました。

委員長より、総務常任委員会には各交番駐在所の所管地域出身の委員がそろっているのので、各委員から地域ごとの現状を報告してもらいたい。

副委員長はじめ各委員より、西大路駐在所が廃止となり、日野警部交番から担当の警察官が回ってこられるようになったが、年間を通じて人が替わる状況である。これでは地域を見ているとは思えない。同じ方が見ていることで安心感を与えるほうが地域住民としてはよいと思う。

また、別の委員より、駐在警察官が東近江警察署や事故現場などに出向く巡回に出るなどして駐在所が不在になることが多い。また、パトカーでの巡回は日々行っているが、以前のように各戸を巡回訪問される機会が減少しているように思う。また、火事現場から応援要請があるときなど、駐在所が不在になるが、東近江警察署からは応援があるのか。また、町との連携はどのようになっているのか。また、ミニパトと普通車のパトカーでは巡回区域が異なるのか、また、西大路駐在所が廃止され、この流れでさらに日野町内の駐在所の廃止が続き、警察官が減少すると、治安の悪化や事故の増加などが心配されるなどの各委員からの発言がございました。

これに対し住民課参事より、日野警部交番に確認をしたところ、令和3年度は警部交番に常時4人、交替勤務を含め8名が対応。西大路駐在所が平成28年度まであり、当時警部交番で3名、配置は7名で、数字的には西大路の分として1名増員となっている。また、西大路は専任が巡視されているとのことだが、日勤を中心に毎日巡回啓発活動をされており、通学時間帯やそれ以外の時間も赤色灯を回して巡回しているとの説明があった。

また、緊急時の警察と町との連携は、不審者情報の場合、警察から電話、ファクスが入り、町からは「日野め〜る」で周知するとともに、各地区の安全なまちづくり協議会会長にも連絡をしている。交通事案に関してはないが、詐欺被害などは警察からファクスが送られるので、町でも「日野め〜る」などで住民に周知している。不審者・詐欺被害情報は、令和元年度は15件、令和2年度で16件の情報発信をしている。また、緊急時、大きな事故や事件は東近江警察署からの応援体制があるとのことだが、火事の際の体制は確認はできていない。また、今年の南比都佐小学校PTAからの要望の中で、迫から深山口への道路に不審な車があることへの対策を要

望いただいた。これを南比都佐駐在所に相談したところ、定期的な巡回はできないが、不定期の巡回はしますとの回答であった。また、清田の県道横断の危険性に関しても、極力駐在さんが立ち会えるように学校と協議すると聞いている。駐在所の警察官に相談すれば地域の巡回等にも、内容によるが対応いただいている状況とのことである。また、パトカーの種類と巡回方法までは把握できていないなどの情報提供や説明がありました。

また、総務課長より、駐在所の状況については、ハードという意味での駐在所とソフトという意味での駐在所の機能があると思う。ハードとしては、そこに建物があり、赤いランプがある、そこに警察がおられるということでの犯罪の抑止力にも大きく効果があるのではないかと。それゆえ、駐在所が廃止されるということは大変なことだと認識している。かといって、警察官が駐在所にずっと張りついていられるかということ、警察官の職員数も限られており、駐在所にいと巡回はできない。地域の安全という視点でも巡回が大変重要であり、日野町に限らず県全体で増員されることでその両立が実現されていくのではないかと考えている。

議長より、以前に、夜間の暴走車対策として西大路の店舗が赤色灯をつけられ、非常に効果があったという事例がある。この前例に倣い、西大路駐在所の廃止時にプレハブでも赤いランプをとると大きな抑止力となるのではないかと期待を込め、話を進めたが、結局実現しなかった。今後、南比都佐の問題も出てくると思う。県警が警察官を減らすことで統合していくという方針であれば、日野は自ら費用負担して連絡所を作ってでも実質定数は減らさせないことが大事だ。西大路は駐在所廃止前と同様の対応ができていのかどうか不安である。もしもそうでないなら、ハードとしての連絡所を設置し、赤いランプをとるとする意思表示を明確に示すことで警察官の削減はできないのだということを示し、警察官は絶対減らさせないということを要望していく必要がある。やはり今から思えば西大路駐在所は残すことが必要だった。一時の支出より後々のことを考えなければいけない。

総務課長より、私も西大路駐在所について勉強もしたところであるが、当時、地財法などいろいろと課題もあったのではと認識している。当時の経過等についていろいろな課題や問題もあったようにも思うので、今後検証したいと思う。

議長より、地財法の関係にはいろいろと考えがある。例えば、必佐小学校建設費の寄附の関係など、表向きはよくないこととしていても、地域では必要とされて、実際にはその地域から寄附をされた経緯などがあり、いろいろな捉え方がある。うまく運用すればよいと思う。

委員より、必佐でも不在のことが多く、以前連絡したときに桜谷駐在所から来たのでこの辺はあまり分からないと言っておられ、もう少し責任を持って対応してもらう必要がある。事故や犯罪が起きる前に手を打つことが必要である。

別の委員より、この問題は日野だけでなく、全国的なこと。県警、警視庁の方針で変わってきたと思うので、国に対して根本の認識の見直しを要望する必要がある。議会や町、地方から改善をお願いしていく必要がある。

委員長より、県警は建物を町サイドで準備すれば、連絡所として配置いただける余地はあるのか。

総務課長より、本来、ハードは基本的に県警が準備すべきものである。町サイドで造ったとしても、活用されなければ単なる箱となるので、事前に警察と協議する必要があると考える。基本は、現在駐在所があるところは最低限確保し、併せて連絡所を設けていただく中で増員という要望もあるのかなと思う。お話を聞くということも不在ということであり、増員について町村会を通じて町も要望していくべきかと思うし、増員という意識の中で進めるのが当然と思う。

議長より、警察もリストラで人員が減っているが、全国と同水準に届かなくともせめて増員いただきたいと訴えることが必要である。人員数は政令で定数が決まっており、県議会等でも定数を増やしていただけるよう要望されているが、それだけではなく、県も県内での定数を増やしていただくよう動いておられる。事故や犯罪などへの対応に人が割かれ、地域の安全・安心が不十分となっている現状、警察官増員を県に上げなければいけない。

委員長より、日野町内においても、地域、町、議会が連携をして増員を図っていただくよう要望していきたい。まとめると、警察官増員は多くの住民の要望である。政令定数2,246人の枠を広げることなどを県、総務省に要望していただけるよう、知事および県議会に向けての日野町議会の要望を上げるということとし、内容は正副委員長に任せていただき、最終日に委員長名で要望書として提出させていただくこととしたいが、異議はありませんか。

一同異議なし。委員長より、異議なしとのことですので、内容は正副委員長に任せていただき、相談の上、最終日に委員長名で要望書として提出をさせていただくこととします。

続いて委員長より、改正災害対策基本法についての調査研究をしたいと思う。これまでと避難指示等の発令が相違しているので、先般の大雨のことも踏まえ、総務課から説明をお願いする。

総務課参事より、まず、大雨による避難状況の報告があった後、災害対策基本法が改正され、令和3年5月20日より避難勧告を廃止され、警戒レベル4の避難指示で住民の皆さんには必ず避難していただくようになりました。警戒レベルは5の緊急安全確保までであるが、自治体が災害の状況を確実に把握できるわけではないので、警戒レベル5は必ず発令される情報ではない。警戒レベル4の避難指示はこれまでの避難勧告のタイミングで発令されるものなので、必ず避難していただくことが必

要。また、警戒レベル3の高齢者等避難は、高齢者等以外の人にも必要に応じてふだんの行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングとなる。警戒レベル4、避難指示が発令されたら、警戒レベル5、緊急安全確保の発令を待たずに危険な場所から全員避難することが大切であるとの趣旨の説明があった。

委員長より、説明のとおり、本年5月20日から避難勧告がなくなり、避難指示に統合されたが、周知が不十分であると思う。今後、町民にどのように周知し、理解していただくかなど、各委員の意見を伺いたい。

副委員長はじめ各委員より、8月の大雨では、警戒レベル4が発令されているにもかかわらず避難者がなかったということだが、なぜそうなったのか。高齢者は全て避難所に来たほうがよかったのか。また、避難とは一般的に避難所に行くことと思いがちであるが、それでは公民館があふれてしまう。ふだんからいろいろな状況を想定し、まずは家族で話し合うことが必要。集落単位での防災委員会を立ち上げ、防災体制を確立しないと今以上の災害時には対応ができなくなるのではないか。

総務課参事より、避難情報発令のタイムラグをできるだけなくしていくことは大事である。加えて、住民の方が5段階の警戒レベルをしっかりとご理解いただいた上で、町が発令する避難情報を認知されたときに素早く行動いただける土壌をつくっていくことが一番である。

総務課長より、避難とは難を避けるということ。特に今回、平子、熊野、西明寺、鳥居平を対象に高齢者等避難を発令させていただいたが、西大路地区行政懇談会の主テーマとして災害対策について取り上げられた。平子、熊野、西明寺のそれぞれの区から災害対応について意見が出された。町からのお願いとしては、まず平時から自分はどのように避難行動を取るかを考えていただきたい。高齢者もおられるので、地域の中でも話してもらうことも大切ということ。また、指定避難所として開設した西大路公民館だけでなく、安全な親戚の家、家の中でも安全な場所などいろいろあることも考えていただきたい。まずは自分の命を守り、どのように避難するかを考えることが一番大切であると考えている。まず、家族で話し合うこと、どこに避難するかなども話し合うことが大切と考える。行政の避難所だけでは物理的に受け入れ切れない場合もあるので、そのことも踏まえた上で日頃から家族で話し合っていたことが大切。

委員長より、今はコロナ禍で農泊の受入れが止まっているが、以前は受入れた日の最初に、もし避難指示が出たら家のどこから外に出て、最初に会所に行き、どのルートを通っていくかなど、実際に子どもと一緒に歩いて演習していた。演習を繰り返すことで身にしみつくのが大切。また、避難というと公民館と思っておられる方が多い。柔軟性を持って考えることが必要であるが、そのようなことも含め住民

に周知することが必要と考える。

総務課参事より、5月20日の法施行の日にメール、アプリ、ホームページで周知し、また、6月15日には総合防災マップを全戸配布し、7月の広報でも周知しましたが、引き続き啓発したいと考えている。出前講座においても周知を進めていきたい。

時間も押していましたので、今回の総務常任委員会における調査研究はここで終了し、町長に挨拶をいただいた後、10時53分に暫時休憩とし、この間に町長はじめ執行側が退席され、11時より再開をいたしました。

再開後、滋賀県町村議会議長会の杉浦和人会長より、各町議会議長宛てに提出されている、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についての審議に移り、委員長より、意見書の提出である杉浦和人議長に意見書趣旨の説明を求めました。

議長より、コロナ禍において、市町では財政出動されており、滋賀県の基金は底をついている状態である。財務省では、固定資産税を全国から国へ集めようと考えている。地方は地方で様々な対応を図っているところであり、このようなことを避けてほしいということで意見を上げようというものです。

委員長より、このことにより、令和3年7月30日付で滋賀県町村議会議長会の杉浦会長から通知されており、今、杉浦議長から趣旨の説明がありましたが、質疑や意見はありますか。

委員より、地方財政が大変厳しい状況であり、結果として国も苦しいということにつながってくるのではあるが、地方があってこそ国があるのであり、一旦は国に入っても地方にきちっと配分されるようにすることが大切であり、その意味で地方の財源をしっかりと守る必要がある。そのような意見書を受けて、日野町議会から出すということについては異論はない。

また、委員より、5番目の「炭素に係る税を」で「創設」は新たにつくるもので、「拡充」は今あるものということなので、何であるのか、また「その一部を」とあるが、もう少し具体的に言わなければいけないのではと思いますが、いかがですかなどの意見がありました。

議長より、総理が言われているように脱炭素化は必要であり、税は徴収するとあるとおりが、表現的に「一部」は一部であり、何パーセントというものではない。極端に言えば、消費税なども配分されているように、これから税制調査会で決定されていくものであるが、何パーセントにして下さいという要望ではなく、あくまでその一部をというものである。

他に質疑、意見などはなく、討論に入りましたが、討論はなく、採決に移り、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）に対

して賛成委員の起立を求めました。採決の結果、起立全員により、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を総務常任委員長名で議長に提出することと決しました。

以上をもって総務常任委員会の案件は全て終了となりました。本会議への委員長報告を委員長の責任において報告することへの異議はなく、委員長の責任において報告することとし、11時10分に総務常任委員会を閉会いたしました。

以上、総務常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、議会広報常任委員長 3番、高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） 令和3年第6回定例会における議会広報常任委員会について報告を行います。

去る9月8日午前9時より、委員会室におきまして議会広報常任委員会を開催いたしました。出席委員は7名全員で、オブザーバーとして杉浦議長に出席いただきました。なお、事務局側は、この日同時刻に別の会議と重なったため、出席はありませんでした。委員長、そして議長挨拶の後、議会だよりの第16号ですけども、これの発行と掲載基準について協議を行いました。なお、議長におかれましては、議長挨拶の後、別の会議が入っていましたので、退席をされました。今回も全24ページを使って記事を掲載することになりました。

まず、表紙の写真についてですけども、意見を求めましたところ、地域おこし協力隊インターンというのができましたので、これについての写真を載せてはどうかという意見で了解されました。

また、2ページ目以降ですけども、同じく地域おこし協力隊インターンの活動状況について、インターンの方々に取材を申し込んで、現在の活動状況等について記事を掲載してはどうかという意見が出されましたので、これについてもその方向で進めていこうということで了解されました。

また、その次に、今年8月の大雨時の雨水問題についても意見が出まして、これについても取り上げて、町の防災についてという記事で掲載を検討しようかということになりまして、そのように決まりました。

あと、これら一連の記事に続いて、各議員の一般質問とその答弁の要旨について、一般質問をされた議員から簡潔にまとめて提出していただいて、これを掲載することとなりました。

また、9月議会での各委員長からの報告について、9月議会での議案一覧とその結果についても掲載することになりました。

このほかにも各委員からいろいろな意見や提案がありまして、出された意見と提案については委員の間で十分協議を行い、意見交換をしたところでございます。

また、発行までのスケジュールについてでございますけども、発行までの具体的

な日程について提案を行い、確認を行いました。発行日としましては本年の11月15日付の発行ということに決まりました。そして、議会広報常任委員会の性質上、議会閉会後も当委員会を継続することについて委員の確認をいただきまして、了解されました。あと、この委員会の報告については委員長の報告ということで了解され、委員長の閉会挨拶の後、午前10時35分に委員会を閉会いたしました。

以上、令和3年第6回定例会における議会広報常任委員会の報告とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、地方創生特別委員長 2番、山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） それでは、令和3年度日野町議会第6回定例会、地方創生特別委員会委員長報告をさせていただきます。

開催日時は令和3年9月16日午後1時55分から委員会室で開催いたしました。議会側は委員全員出席し、執行側より町長、副町長、教育長をはじめ関係各課の出席の下、会議を始めました。

今年度に入り、第2回目の地方創生特別委員会では、通常の幹線道路の件と、企業誘致、町内商店業の現状と課題とは別に、メインテーマとして地方創生推進交付金事業の中から、「日野のたから」を未来につなぐ“体験交流移住定住”ダイバーシティ推進プロジェクトで地域内経済循環、地域コミュニティの活性化を図る事業の掘り下げとして、地元農産物の給食への提供を通して地方創生にどう結びつけていけるのかを考えていくための調査研究を進めることを冒頭に申し上げ、会議を進めてまいりました。

まず、調査研究事項の1点目としては、幹線道路の現状と課題について建設計画課長より説明を受け、質疑、意見交換に入りました。

委員からは、名神名阪連絡道路のルート変更について、このルート変更による情報提供の在り方についてと、続いて、国道307号線安部居地区登坂車線について、町道奥之池線での豪雨時の安全性や供用開始時期について、県道西明寺安部居線の用地買収の件、町道西大路鎌掛線の法面の除草対策などについて意見が出されました。

名神名阪連絡道路については、蒲生スマートインター付近から八日市インター付近に変更になったと県から報告を受けて以降、明細な説明は受けていない。予定路線が実施路線であるかのように認識されることは避けたいと考えており、今後、県から情報提供等があれば、都度報告したい旨の答弁が行政側からありました。

国道307号線安部居地区登坂車線の工事については、県では3パターンの案を用意して警察と協議をしている。三差路が含まれる登坂車線であることから協議が長引いていると報告を受けており、情報が入り次第報告をしていくと答弁がありました。

町道奥之池線の供用開始は、県道西明寺安部居線のバイパス部分の供用開始を今年度内に行う予定をしており、町も県道に合わせて年度内には供用開始できるよう進めていると報告がございました。

続いて、調査研究事項の２点目、日野町の企業誘致と町内商店業の現状と課題について商工観光課長の説明を受けました。企業誘致では、松尾・鳥居平地先で進められている向茂土地開発では、現在５社と協議中である旨、報告を受けました。

その他の事項では、日野第二工業団地企業協議会、日野町商工会による新型コロナワクチン職域接種で約４,０００名、うち約１,３５０名の町内在住者が接種を受けられた旨の報告がございました。

特に質疑なく、次のテーマに入りました。

今回のメインテーマ、学校給食における地場産物食材使用の取組を調査研究とし、企画振興課、教育委員会、農林課から説明を受けました。地場産物食材使用では、お米は平成３０年から日野町産のコシヒカリとみずかがみを月替わりで交互に使用、令和３年１０月からは西大路小学校のみ、わたむきの里福祉会が作付されたお米を納品してもらう予定であること、野菜においては地元商店に発注しているものと、地場産物は直前にならないと納品できるものがあるか分からないため、ＪＡを通して納品可能な種類、量を発注しているとのこと、実績として令和２年度に学校給食で使用した日野町の地場産野菜、生産者さんの紹介をされた資料で報告を受けました。課題は、地場産物の使用拡大や各学校への納品が負担であるとの声が出ているとのことでした。

これらの報告の後、質疑、意見交換に入りました。

委員からは、以前、農業委員会が作っている畑などで子どもと一緒に野菜を作る取組をしていたが、コロナ禍での現状はどうなのかという問いに対し、コロナ禍ではあるが、小学生と一緒に植付けや収穫体験を行っている。日野菜やお米など、各小学校では地域の方の協力と地域の特色に合わせ取り組んでいる。収穫したものは町内の学級給食の中で使っていることなど、交流、つながりを大切にしている。学校給食を１つのツールとして地域が元気になっていく取組ができればよいなどの教育長からの答弁がありました。

委員からは、地場産を給食などで使う中で、コンスタントな供給体制を確保できるかとの問いに対し、配送と同じく供給も課題である。保存ができるものは年間を通じて供給体制を取っているが、葉物は年間通じての供給体制は難しい。その他の露地物は季節に応じて旬の野菜を供給してもらっているが、年間を通じてとなると施設など設備がないと難しく、課題である。本年秋から新規就農者で施設野菜でキュウリ、トマトなどを栽培されている農家が増えました。徐々に対応ができつつあると報告を受けました。

ほか、委員からは、学校給食施設の活用で地場産の消費が進む提案や、作った野菜が学校給食で買い上げられる。地場産を増やすためには、地場産が売れるような提案を考えることが必要。また、自校式によりお米の供給量なども上がっているかとの問いや、滋賀県産の小麦を使った取組はこれからも進めてもらいたいなど、多数の意見が出されました。

質問回答の途中、議長より、経済と循環という中で地元産がどのように活用されているか等、論点を絞っていく必要がある。地方創生のメインは経済循環であり、少し違うのではないかとご意見を伺いました。

委員長の私から、学校給食を通じて日野町はこのように食と健康を考えた給食を提供している。そのことをPRしてそれが定住・移住につながっていく、そういう地方創生の在り方もよいとの思いで今回の勉強につながっていったと述べさせてもらいました。

このテーマの最後において、委員より、食材の地域内循環で何ができるかを考えると、今できることをやっていくしかない。今、取組をしていることは評価できるが、これを町の特色として内外へPRしていけるかということになると、これは難しいことである。そうしようとすると、生産者、商業者、消費者の意識を相当変えていく必要があると意見をいただきました。

続いて、地方創生推進交付金事業の掘り下げで、商工会の商業活性化補助金、消費喚起、イベント内容情報提供などについて商工観光課長の説明を受けました。消費者の購買意欲の拡大による商業活性化を図ることを目的に、日野町お買物氏郷シールラリー秋を実施することなど報告がありました。

その後、協議事項として、今後この地方創生特別委員会で調査研究したい事項について自由討議を行いました。

委員からは、日野町に道の駅はどうかという点、また別の委員からは町の地区計画を調査研究してはどうかという意見が出されました。

今回のテーマ調査研究事項として考えていくことを申し上げ、午後4時13分に終了いたしました。

以上で地方創生特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、議会改革特別委員長 1番、野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） それでは、令和3年第6回定例会における議会改革特別委員会の委員長報告をいたします。

日時は令和3年9月17日午前9時より第2委員会室にて開催されました。出席者は、議会からは事務局長、オブザーバーとして議長、そのほか議員全員が委員として参加しております。執行側からは総務政策主監、総務課長、総務課主任、そして政策参与にも参加いただきました。こちらは話し合い提案する議会ということを経

打って議会改革特別委員会をしておりますので付託案件はございませんが、調査研究事項を意見交換として行う形を取りました。

まず1つ目に、議会SDGsへの取組（ペーパーレス化）と銘打ちまして話合いを進めました。このテーマは、前期の2年間、議会タブレット化という名目で議論をしてきたものでありますが、導入決定には至らなかったものです。そこで、後期は少し角度を変えて検討していこうとしてのスタートを切りました。議会SDGsというお題は、その1つの切り口です。前提として、現在、議会の資料は議案ごとに全て印刷された紙を全議員に配付いただいている状況です。数年分整理して保管すると相当な量で、その中から特定の資料を探し出すことはなかなか難儀するというのが現状であります。また、世界、日本、地方自治体でも取り組むべきSDGsという観点で考えますと、議会も取り組むとしたらペーパーレス化という観点があるのではないかとということなんですが、その場合、どのような効果があるのか、また、技術的に日野町でも実現可能なものなのか。その場合、負担はどのようなのかという点について、デジタル化を活用した課題解決、効率化を専門としている政策参与にもお話を伺いながら意見交換をいたしました。

ペーパーレス化についてということで、まず総務課長から、経費面での試算について伺いました。紙印刷にかかっているコストは年間およそ41万円程度ということをお示しいただきました。

そのとき、別の委員から、ペーパーレスにする場合、全ての紙をなくしてしまうということになるのかというようなご意見もいただきましたが、恐らくデータがよいもの、また、決算書や予算書など紙があるほうがよいものなど混在するであろうということを確認し合いました。

また、総務課長から、デジタルまたは印刷にするときの人的負担はどのようなものなのかということについても示していただき、双方とも会計年度任用職員の1人分で対応できるということで、データは既に作られているということをお話しいただきました。

また、参与から、ペーパーレス化、コストダウンを掲げるとすれば、議会だけではなくて町を挙げて取り組まないと大きな成果にならないであろうというお話をいただきまして、また、デジタル化だけでは大きなコストダウンを見込めないという現実も教えていただきました。しかしながら、デジタル化についていえばそれだけではない大きなメリットがあるということも教えていただき、具体的には、デジタル化によってできることが増える。そしてそのできることが増えるだけでなく、そのような新しい取組を行うという心構えも含めた体制の構築が今の時代に大切なんだろうというようなことをいただきました。

また、ほかの複数の委員から、世の中のデジタル化による恩恵で資料検索が容易

になった。そのようなことで調査研究の効率化ができたことなど実体験を複数の委員から聞かせていただくことができました。

まとめとしましては、この17期の議会改革特別委員会では、タブレット化やペーパーレス化といったゴールは一旦置いておいて、執行側と相談しながら、できることから少しずつ、しかし着実にデジタル化にチャレンジしていくということでどうかとお諮りし、同意をいただきました。具体的には議会の資料を少しずつでもデジタル管理ができるように、お互いに相談しながらやっていきたいと思いますというように、このテーマは今後も継続的にチャレンジしていくものとなります。

2つ目に、行政側との情報共有の在り方ということで議論をさせていただきました。このテーマは、議会と行政の情報共有について、双方にとって今よりよい方法があるのではないかという問題提起であります。現状は、定例会の執行側提案で、議決が必要な議案に関する情報提供を定例会のときにもらうという流れとなっています。逆に言うと、議決が必要な議案以外の情報は、我々議員も広報紙や「日野め〜る」で初めて見る人が多いというようなことが現状であります。

このようなことで、定員14人の住民の代表という存在を最大限生かすためにはもう少し何か工夫ができないのかというようなことで意見交換を行いました。

委員からは、住民の議員に対するイメージは、様々な政策論議をしてくれているというようなイメージを抱いていただいているが、実態は議案として提出されたものに対して意見を出し合うことが主で、イメージと実態にギャップがあるのではないか。また、意見の収集や情報発信のツールとして議員というものは大切なルートになり得るのではないかという意見をいただきました。

ほかの委員からは、行政と議会は二元代表制ということで、役割が明確に違う。それを踏まえると、全ての情報共有をする必要はないのではないかという意見も頂戴しました。

また、委員から、情報共有という意味では役場内での情報共有はどのくらいできているのかということに対して、行政側からは、周知はしているということであるが、十分に情報共有できていると言われると十分とは言えない、そのようなことも教えていただきました。

また、複数の委員から、具体的な内容としまして、事項別明細書にもうちょっと詳しい情報を出せないのか。また、新設の施策や協定などは説明を聞くことができないのかと、そのような具体的な改善案の提案もありました。実際にどのような機会でするということを行っていくのかということについては、議会運営委員会のメンバーに対して情報共有を工夫していけば、実際に議員全員に伝わるというようなことがありますので、議員全員を集めなくても議会運営委員会のメンバーと工夫をしていきたいと思いますというように賛同を得ました。

まとめますと、今後まずは議会運営委員会と執行側でより密な情報共有、そのような意見交換を行っていただくというようなこととなります。こちらのテーマもよりよくなるように試行錯誤しながら継続的に取り組んでいきたいと思えます。

ここで執行側に退席いただき、議員で話し合うことになりました。

次は、組織団体との意見交換会についてというテーマでお話をいただきましたが、これについてはすぐにこの現状を考えますと開催できるわけではありませんので、状況を見ながら調整できるように意見交換の候補となる団体の案を出し合うということにとどめました。

そして次の話題ですが、議員の成り手不足解消策についてということをお話ししました。このテーマのポイントは、議員になれる人を増やすには報酬が大きな要因となるのではないかとというようなことでもあります。事務局長から資料を基に、県内市町の議員報酬の額と政務活動費について、また、昨年度開催された日野町特別職報酬等審議会における議員報酬の審議の結果について説明がありました。

ある委員からは、暮らしていける額、家族を養える額があるとよいのではないかとというような意見をいただきました。

また、議長からは、現在の定数に至る経緯をお聞かせいただきました。具体的には、日野町議会の議員の定数については、昭和30年の第1期、第1回が30人の定員から始まり、24人、20人と削減され、近年、平成11年からは議員の報酬を上げるとというようなことも視野に入れた形で定数を段階的に削減しようというようなことで、18人、16人、現在の14人へと削減されて今日があるというようなお話を伺いました。

しかしながら、そのような経緯がありながら、現在は報酬の増額には至っていないということで、このような議論をもしかしたら、去年もしていましたし、今年も、そのまま次も、または18期もするようなことになり得るのではないかとというようなことから、このような議論はせめて議会では同じ議論を繰り返さなくていいように要望案の作成ぐらいは行っておきましょうというようなことをお話しさせていただきました。また、住民の方々に現状やそのような経緯に至った理由、またそのことをある程度時間をかけてでも丁寧に周知していく必要性を併せて確認いたしました。

次に、9月議会を振り返ってというような項目を、これは議会改革特別委員会が最後の委員会という設定でしたので、このような項目を設けて意見交換を行いました。

委員から、追加提案される補正予算の場合がありますが、そのようなものの審議方法について発言があり、議会運営委員長、予算特別委員長、また議会改革特別委員長、そして全委員が出席しての場でしたので、そこで協議を行いまして、慎重審

議を行うために十分な日程を確保できるようにとにかく調整すべきであろうというようなことを話し合いました。そのことを踏まえ、補正予算の追加提案のタイミング、また日程確保については議会運営委員会で話し合っていたかというようなことになります。ちなみに本日もこの後補正予算の追加提案が行われるため、議会運営委員会が開催され、またその審議方法について話し合われることとなっているということでもあります。

このようなことで、意見交換の中から方向性を導き出しながら1つずつ実行に移していきたいというこのスタイルを続けていきたいと思えます。

以上、議会改革特別委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 以上をもって各委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思えますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第52号から議第58号まで（町道の路線の認定についてほか6件）については別に反対討論がありませんので一括採決いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決をいたします。

各案に対する委員長報告は、議第52号から議第58号まで（町道の路線の認定についてほか6件）については、原案可決であります。各案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第52号から議第58号まで（町道の路線の認定についてほか6件）については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

続いて請願第5号、コロナ禍によるコメの需給改善と米価下落の対策を求める請願について採決いたします。

本請願は、委員長報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、請願第5号、コロナ禍によるコメの需給改善と米価下落の対策を求める請願については、委員長報告のとおり採択と決しました。

日程第2 議第69号から日程第4 議第71号まで、令和3年度日野町一般会計補正予算（第5号）ほか2件についてを一括議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

日程第2 議第69号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第5号）。

本案につきましては、第1条のとおり、日野町一般会計予算総額に歳入歳出それぞれ1,859万円を追加し、予算の総額を95億8,843万4,000円とするものでございます。今回の補正予算では、令和3年8月の大雨による災害に係る災害復旧事業および新型コロナウイルス感染症対策など、早急に対応する必要がある事業に対して所要の予算措置を講じております。

それでは詳細をご説明いたします。お手元の議案、議第69号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第5号）に添付しております歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。説明にあたりましては、右側の説明欄のページで申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、7ページの歳入、第15款・国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、国から事業者支援分が交付されたことから増額補正を計上しております。第16款・県支出金につきましては、滋賀県公立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金を新規計上しております。

続きまして、9ページからの歳出についてご説明をいたします。第2款・総務費でございますが、財政調整基金積立金では、令和3年8月の大雨による災害に係る災害復旧事業および新型コロナウイルス感染症対策等において早急に対応する必要があるため、財政調整基金積立金を減額補正し、今回の補正予算の財源としております。

第4款・衛生費でございますが、簡易水道特別会計繰出金および水道事業会計繰出金において、新型コロナウイルス感染症により行動制限が実施される厳しい生活状況であることから、各家庭の家計支援の一助として水道料金の基本料金2か月分

の減免措置を行うため、簡易水道特別会計の使用料収入の減ならびに水道事業会計繰出金の給水収益の減および水道料金の減免に伴うシステム改修の経費に対応するための繰出金を増額補正しております。また、日野町水道料金相当額等支援事業において、甲賀市の水道供給区域である町内世帯に対して、甲賀市の水道料金の基本料金2か月分の減免に相当する額を支援する補助金を新規計上しております。

第6款・農林水産業費でございますが、町単独土地改良事業において、令和3年8月の大雨により被害を受けた農地や農業用施設19か所を復旧するための補助金を増額補正しております。今回の災害復旧事業については、特例措置として補助率を3分の1から75パーセントにかさ上げします。また、グリム冒険の森管理運営事業において、緊急事態宣言が発令されたことによるグリム冒険の森の利用停止に伴い、施設維持管理に係る費用を支援するため支援金を交付します。

第7款・商工費でございますが、地域経済緊急支援事業において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまん延防止等重点措置および緊急事態宣言が発令されたことに伴い、営業時間短縮、休業要請等に協力した飲食店等に対して県協力の10分の1を交付するとともに、これら飲食店と取引のある酒類販売事業者、売上げが20パーセント以上減少している者に対する支援として協力支援金を交付します。また、多大な影響を受けている観光関連事業者（観光施設、レンタカー事業等）に対して町独自の減収緩和支援金を交付します。

続きまして、11ページの第8款・土木費でございますが、道路維持補修事業において、令和3年8月の大雨により被害を受けた町道2か所を復旧するための事業費を増額補正しております。また、土木工事等補助事業において、令和3年8月の大雨により被害を受けた里道や急傾斜地など4か所を復旧するための補助金を増額補正しております。今回の災害復旧事業については、特例措置として補助率を50パーセントから90パーセントにかさ上げします。

第10款・教育費につきましては、事務局運営事業において、新型コロナウイルス感染症対策として学校・保護者間の連絡手段のデジタル化を図るため、連絡システムの導入および利用に係る経費を新規計上しております。また、幼稚園管理運営事業では、各幼稚園において新型コロナウイルス感染症の感染防止を強化するため、自動水栓等の備品を購入するための経費を新規計上しております。

以上、令和3年度一般会計補正予算（第5号）の提案説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、日程第3 議第70号、令和3年度日野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）。

本案は、日野町簡易水道特別会計予算の歳入予算の科目内でそれぞれ増減を行うものです。内容は、新型コロナウイルス感染症により行動制限が実施される厳しい

生活状況であることから、各家庭の家計支援の一助として水道使用料の基本料金2か月分の減免措置を行うため使用料収入を減額するものでございます。また、その減額分を一般会計から繰り入れるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

日程第4 議第71号、令和3年度日野町水道事業会計補正予算（第2号）。

本案は、日野町水道事業会計予算の収益的収支の営業収益を3,080万円減額し、営業外収益を3,130万円追加し6億5,601万円に、支出予定額を50万円追加し5億9,509万3,000円にするものでございます。

収入の内容は、新型コロナウイルス感染症により行動制限が実施される厳しい生活状況であることから、各家庭の家計支援の一助として水道使用料の基本料金2か月分の減免措置を行うため給水収益を減額するものでございます。また、一般会計から水道事業会計に補助金として支援される分を追加するものでございます。支出の内容は、水道料金の減免を行うためのシステム改修委託料でございます。なお、各財務諸表についても当該影響部分を変更しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（杉浦和人君） 以上で町長の提案理由の説明を終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に、議員全員協議会を開催します。なお、また、順次議会運営委員会を開催いたしますので議員のみなさんには委員会室にご集合頂きたいと思ひます。

それでは暫時休憩いたします。

—休憩 10時58分—

—再開 12時10分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

これより日程第2 議第69号から日程第4 議第71号まで、令和3年度日野町一般会計補正予算（第5号）ほか2件について一括議題とし、各案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） それでは、追加提案につきまして質疑をさせていただきます。

今日提出されました追加提案を見ていると、9月議会の最終日にとすることで提案されたわけなんです、これまでも提案できる機会があったかというふうに思ひます。中身を見ても、水道事業会計の水道料金の基本料金を減額するという提案がありますが、これについては最終日でなくても、もっと早く、第2回目の本会議のときにでも提案できたのではないかというふうに思ひます。それで今回最終日になったかというところの説明をしていただきたいと思ひます。全協の中

でもそういった質問も多々ありましたが、十分な説明でなく、理解できる内容ではありませんでしたので、再度明確なご回答をいただきたいと思います。

もう1点は水道料金の値下げということで、基本料金2か月分ということであり、それにつきましては、2か月分というと基本料金1戸当たり3,000円ぐらいの減免になるのかなというふうに思うんですけど、今、コロナの中で大変困窮して生活に困っておられる方がおられるわけでございます。その中で、本当を言えば生活に困窮される方にもっと多分な、応分な支援ができなかった、町として提案していただけなかったのかなというふうに思いますし、今後さらには、今回でなければ12月議会等もありますので、そのところも十分に、これまでの経過も踏まえまして、そういった町としての提案、支援をお願いしたいなというふうに思いますけど、その、今回水道料金の2か月ということにされたところのご説明もお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（杉浦和人君） 11番、齋藤光弘君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

総務課長（澤村栄治君） ただいま、補正予算第5号につきまして齋藤議員から質問をいただきました。2点いただいたと思います。

1点目の提案が最終日になったというその説明でございますけども、提案説明で町長が説明させていただきましたとおり、今回の補正の主な内容は、1つがコロナウイルス感染症対策、そしてもう1つが今年8月の大雨による災害に係る災害復旧事業でございます。コロナ対策につきましては、第4号補正の予算編成が始まりまして、そうした中において最終、第4号補正は8月24日に確定して内示をさせていただいたところなんですけども、その間、8月6日にまん延防止等重点措置が13市町に発令されまして、その後8月27日に緊急事態宣言が滋賀県全域に発令されたということで、コロナ対策をすべきという判断は4号補正後に、確定後にスタートという中において、国・県の動向を注視しながら予算編成を行ってきたというところでございます。

一方、災害復旧事業につきましては、お盆の時期に災害が発生したんですけども、日野町でおおむね30か所ぐらいの被害報告がありまして、町独自とする部分は、町道等是对応をすべきかなという部分があったんですけども、あと里道とか農業施設等の関係につきましては、現行の補助要綱で地元のほうに説明をさせていただいたところ、特に農業施設なんかは上限額で10万円余り、13万5,000円が現行でいくと上限になっていたけれども実際要る費用は何百万円という費用であったということで、地元と協議する中で、上限枠の話なりかさ上げなりの協議をする中において、最終的にはかさ上げをするということで地元協議、測量等をする中においてほぼ確

定したのが9月14日頃に確定したということで、災害対応のほうが若干遅れて確定してきたというところでございます。

そうした中において、今思うと、この会期中にコロナはコロナで、災害対応は災害対応でという形での補正予算を上げると、おっしゃられるように質疑や一般質問のときにはコロナ対応が間に合ったかなというように思うんですけども、ちょっと私どもの考え方としては一括で提案したほうが良いという判断をしたところがありまして、もう一工夫が必要だったというように考えておりますので、そうした事情の中で最終日の提案となったということでございます。

あと、2点目の今回の水道事業2か月分ということで、さらにどう考えるんだというようなご質問だったかなというように思いますけども、その部分については今現在、国のほうにおいても、総選挙があるということがあるのか知りませんけれども、補正予算等をする中において新たなコロナ対策をする必要があるというような報道もなされていますし、また、滋賀県においては9月補正の中において緊急事態宣言延長に伴う店舗への協力金の増額分とか、また、さらにプレミアム商品券など経済雇用生活支援対策予算を9月補正において計上されたということもありますので、あと併せて近隣市町の動向も見ながら、当初4号補正で2億円基金に積み立てて、今回8,000万円余りを積立てから減じるという予算を組みましたので、財政調整基金も活用しながら、また国等の動向も見ながら今後の対応を検討したいなというように考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） ありがとうございます。災害対策の対応につきましては、農地については75パーセント、土木については90パーセントということで、町単費の支援を講じていただいたということは大変ありがたかったと思っております。南比都佐のほうでも農地も含めて土木のほうも災害がありましたし、その対応をさせていただいて復旧することが可能になるということでは、大変ありがたく思っております。

ところが、今回一括でということで考えて執行側はされたということでありますが、そこは一括でなしに、やはりできるところからできるだけ早く提案をしていただくということで、最終的に出せば審議もすごく簡単に通るというようなことで考えるのではなしに、しっかりとその辺の審議をできる場を持っていただくということが大事であるかなというふうに思いますので、今後その辺のところは十分に注意しながら提案をしていただくということをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 私からは1点だけですけれども、今、齋藤議員のほうから質疑がございましたように、補正の提出時期につきましては私も同じように思いますけど、別の角度からこれについてちょっと私は思うことがございます。

9月11日に行われました本会議の質疑におきましても、私、財調に積み増しをするぐらいだったら、貯蓄を取り崩してでも食べていらっしゃる方々が町民にたくさんいらっしゃるんですから、もっと水道代の減免とかに使えないのかということ強い口調でお話したと思います。そのときの対応を見ておりましたら、私から見るとあまり肯定的な対応をいただいているように思います。ほかの議員も同じようなことをおっしゃいましたけど、やはりそこでもそれに対して積極的な姿勢というご答弁はいただいていたように思います。委員会でも言いました。

でも、内容をいろいろ伺っておりますと、この新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、国から事業者支援分が交付されたという時期を考えましても、本当でしたらその時期にでもやろうと思えばそういう意思を見せていただければ良かったと思います。この時期にこうして水道代の減免措置2か月分ということは、もしかしたら私たちの質疑で行った要望といいますか、こういったものが受け入れられたのかなという意味ではありがたいことだとも思えますけれども、そうしたら、逆に言うと、それまで全くこういうことをしようという意思がなかったのかというふうにも取れるわけです。特に町長、お若い方ですし、選挙のときにもガッツを見せていただきましたので、ぜひこういうところでは町民に対して、町民の生活はしっかり自分が守るんだという強い意思を見せていただきたかったと思うんですけれども、この辺はどのようにお考えだったのかお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 6番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務政策主監。

総務政策主監（安田尚司君） 最終日にこのような提案になりまして誠に申し訳ないと、今後、提案できるときには分割であってもそのテーマ的に分けるということが可能だろうというふうに思いますので、工夫させていただきたいと思います。

また、今お話ありましたが一応、今のコロナの関係で国から内示が来ましたのが8月の下旬でございました。その内容が業者支援だということでしたので、どういう形で業者を支援するのかという部分と、それからいわゆる生活者の支援とどういう形でやろうかというのをちょっと議論させていただいていまして、明確にばちつと決まっていなかったものですから、今の形としてああいうような、しっかり追加でさせていただきたいとしか言えなかったということでございますけれども、町長の公約にもございますし、水道料の問題もございますし、そうした意味ではそれをしっかり反映させていこうじゃないかということでもさせていただきました。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） もう質疑はいたしませんけれども、ぜひ今後、これからもいろいろ、どんなことが起こるか分かりませんが、行政だから行政的な考え方というのではなくて、やっぱり困っている人を一人も取り残さないという、公約にも上げていらっしゃるんですけど、これをしっかり姿勢で見せていただきたいと私も思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑はございませんか。

1番、野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 私からは教育関係のことについて質疑をいたします。まず、委員会で質問が少なくなるようにここで質疑を増やしたいと思います。

事務局運営事業ということで424万円が一般財源からで、内容としては学校と保護者の連絡手段のデジタル化ということなんですが、以前の連絡手段の課題もしくはこのような一般財源を使って、424万円を使って連絡システムを新しくする必要性、そしてその見込める効果を教えてください。

そして次、幼稚園管理運営事業ですが、これで自動水栓が全ての幼稚園につくというように考えてよいのかということをお聞きします。

そして、小学校・中学校の教育振興事業につきまして、これも一般財源でございます。これの内容を教えてください。

以上です。

議長（杉浦和人君） 1番、野矢貴之君の質問に対する当局の答弁を求めます。教育次長。

教育次長（宇田達夫君） ただいま野矢議員のほうから教育費の補正についてご質問をいただきました。

まず、事務局運営事業ということで、ここでは保護者との連絡ということで、現在スクールメールという形で行っております。これについては一方通行ということで、学校や教育委員会が一方的に情報を流すだけということでございます。そこで今、学校のほうで大変何が問題になっていきますかと申しますと、8月末から2学期が始まって、子どもたちは自分の熱、毎日の体温であるとか家族の健康状態などを学校のほうに提出しているわけですが、毎日昇降口のところで、特に大きな学校ですと大変長い列ができて、それも特に小さい子どもさんですと、ランドセルからそのものを出して先生に渡して、先生はそれをチェックして、また漏れていたら家と連絡を取って、それで初めて学校に入るといような手続をしてもらっているんですけども、非常に困難を極めているような状況が続いております。

そんな中で、新しくこのシステムを入れることによりまして、双方向にやり取りができる。また、子どもさんの体温とかそういうものにつきましても今度入れるこ

のシステムを通じてやり取りができるということで、そういうことで何人かの子どもさんは確かに忘れてこられてやり取りしているか分かりませんが、大変その手間が省けるといところでございます。

また、このシステムは、現在予定しておりますものを導入した場合ですと、8か国語程度に自動で翻訳とかそういうものは、簡単な文章だったらできるということで、今、大変多国籍な状況が続いておりますので、そういう保護者の方が自分の分かる言語を選ばれたらその言語で伝わるということで、その点についても大変ありがたいなというふうに思っております。

それともう1つが、これは学校なり教育委員会の許可があつてですけども、グループが作れるということで、例えば中学校ですとクラブ活動なんか、顧問の先生と子どもさんたちがこのシステムを使って休みの日のクラブの状況なんかをすぐに連絡が取れるということで、前々からこういうものが入ったらということは現場も特に思われていたんですけども、今回コロナを通じて、大変2学期に入って困難を極めている状況の中で、今回導入をということで進めさせていただいております。

また、小学校・中学校の教育振興事業におきまして、小学校で35万2,000円、中学校で15万1,000円ですけども、これは有害情報をカットするためのフィルター機能について入れさせていただくものでございます。現在、第5波ということでほぼ収まりかけてくるんですけども、これから第6波、第7波、またどのような状況が起こってくるか分かりませんので、万が一子どもさんが今後タブレットを持ち帰ることに備えて今から対応していこうということで、現在学校で使っただけの分につきましては、学校の中のサーバーを通じますので、そこでフィルターがかかるわけでございますけれども、持ち帰りを考えると今から準備をしていく必要があるということで、今回計上をさせていただいたところでございます。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） ただいまの教育費の幼稚園費、幼稚園管理運営事業についてご質問いただきました。

自動水栓については全ての幼稚園でつくのかというご質問でございます。全ての幼稚園、4つの幼稚園がございまして、各園50万円ずつの備品購入で、4園で200万円の予算を計上させていただいております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） ご説明ありがとうございます。

事務局運営事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策となっていることが理解できました。今までというか昔から連絡網がピラミッド状にあったものが個人情報関係で出せなくなって、保護者同士、また学校も連絡が取りにくいということですよ、多分。それを解消するというところで、非常に保護者としてはお役に立

ってもらえると期待しています。

質問はありません。以上です。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

2番、山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 私のほうからも補正予算の概要について5点質問させていただきます。

まず、財政調整基金積立金で、今回8,700万円の繰戻しをするということなんです。前回の9月定例会の折に2億円補正をしての話なんです。先ほどの全員協議会の中で、差引きして基金に繰入れを行うという総務課長の答弁がありました。これはちょっといかがなものかなと。やっぱり一旦9月の補正でやったものは、2億円は2億円で繰り上げて、今回8,700万円繰り戻す、それが本来の姿であると私は思ったんですが、その点を確認させてください。

2点目、水道事業会計、先ほどの全員協議会でもお話はさせてもらいました。その話の中で、総務課長の答弁の中から、この水道料金の2か月の減免については2つの会派の方から要望事項もあったというお話がありました。先ほど後藤議員からも話があったように、町の考え、町のトップとしての考え、コロナ対策で支援する、それがやっぱり薄いように感じます。どういった考え方を持って支援していくのかというところを、町長、トップ自らが示さないと、やっぱり期待されている町長ですから、その点のところを町長のお口から聞きたい。それが2点目です。

次、3点目。今回の災害復旧事業でたくさんの災害の箇所がある。これで全て網羅されているのか。例えば各地区に行って、地元負担が出せないからこれはやめとくわとか、そんな事業があるのかないのか、これで全て網羅されているのか、そういうところをお聞かせください。

4つ目はグリム冒険の森の管理運営事業で、今回の休業補償で150万円、ありがたいと思っておりますが、前回の休業補償のときは確か180万円やったかということをお記憶しているんですが、この金額は休業の日当たりベースでやられているのか、どういう形での算出方法なのか教えてください。

最後、地域経済緊急支援事業ですが、ここに書かれている内訳を知りたいです。営業時間短縮、休業要請等を協力した飲食店等に対しての県協力金の10の1、これは何ぼぐらいなのか。何件の何ぼぐらいなのか。それから、酒類販売事業者に対する支援、これも何件で協力支援金はどれだけの額なのか。それから、新たに観光関連事業者、町独自の減収緩和と支援金、これが何件で何ぼなのか、それらの詳細が分かれば教えてください。

以上、よろしく申し上げます。

議長（杉浦和人君） 2番、山本秀喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務

課長。

総務課長（澤村栄治君） ただいま、補正予算第5号につきまして山本議員から5点質問いただきました。1点目の質問に回答させていただきます。

1つ目の質問は財政調整基金を今回の補正で、歳出予算の中で8,700万円を減額するんじゃなくて、新たに2億円は積み立てて、別途歳入予算の中で8,700万円を繰り入れるというようなことではないかというようなご質問だったと思いますけれども、予算の仕組み、予算の考え方の中で総計予算主義というのがございます。例えば、建物の保険に入っていて、建物が壊れてお金を出すというときに、例えば保険で5万円が出て、実際修理費は15万円要する場合においては、歳入で5万円を設けて歳出で15万円出すということで、差引きで10万円を歳出で上げると、これは駄目なんです、総計予算主義の中で。その中で、考え方として今回の補正予算、財政調整基金を今、第4号補正の段階において2億円を積み立てるということになりますので、これを別途、歳入を繰り上げることをすると予算総額が増えるということになりますので、予算をむやみに膨らすということになるんです。例えば、極端な例を言えば、日野町の財政規模を大きくしようと、予算ベースで大きくしようと思えば、当初10億円繰り入れて10億円積み立てる、こういうテクニカルなことでもできるんですけど、考え方としてはやはり歳出の中で減額すべきものというように考えております。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいま山本議員さんのほうから、町のトップとして支援する姿勢をしっかりとというご意見をいただきました。本当におっしゃるとおりでございますし、先ほど後藤議員からもその姿勢が大事だというご意見もいただいたところでございます。

ご要望をいただいたということは事実なんですけど、水道のみならずこのコロナ禍ということで、何らかのやっぱり対応はしていくべきじゃないかというご意見は、お2つの会派のみならず、それぞれ各議員さんからもいただいているところでございます。そういったご意見をももちろん庁内で協議をする中で、こういうご意見をいただいたということもしっかり話し合っ、その上で判断をさせていただいたものでございます。

例えば、今回の支援であれば水道という形がいいのか、またクーポン券みたいな形がいいのか、そういったことも当然もちろん議論もさせていただきました。一定プレミアム付商品券を6月に皆様にご提案をさせていただいた分も考慮して、まだ執行がこれから10月ということでございますので、そういった兼ね合いと、そこで非常に混乱を来す部分も確かにあったもので、それとこの水道というものに関しましては、やはり町民の皆さんにも非常に関心の高いテーマであると思っております。

押しなべてあらゆる、こういった条件の方でもひとしく減免をこれでさせていただけるという部分を判断して、今回こういった形で提案をさせていただいておるところでございます。

引き続き、お話しいただいたとおり、本当に第6波というものが来たら、またきついなと正直思っているところでございますし、3度目のワクチンがこれからどうなるかという状況の中で、引き続きこのウイズコロナの中で闘っていかなければならないという思いでございます。今後も引き続き、その時々に合わせてしっかりと対策を打っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 山本議員より2点ご質問いただきました。1点目の災害の件でございます。

農地災害または里道等の災害につきましては一定、今、現行で補助要綱を定めております。その補助要綱では、農地にありましては事業費の上限が45万円でございます。土木工事でございますたら100万円というふうになっております。それぞれ上限を撤廃して今回の補正をさせていただこうということでございます。その要綱において、8月のお盆のときの長雨で災害報告がされたものというのは補助対象の事業費の要件になっておりますので、今現在報告いただいているものが対象になるということで全て網羅できているということでございます。

続いて、グリム冒険の森の補正の件でございます。この積算につきましては、職員さんが6名おられまして、その職員さん、この休業要請を町のほうからさせていただいて、その間職員さんを一定、この期間、休業ではありますけれども施設の維持管理、またコロナ対策に当たっていただくという必要がございますので、その期間の賃金ベースを今回の予算の積算とさせていただいているものでございます。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 今回の補正予算に関しまして、地域経済緊急支援事業の内訳についてご質問を頂戴しました。

まず、日野町営業時間短縮要請に係ります協力支援金についてでございます。これにつきましては、県がまん延防止等重点措置または緊急事態宣言に伴います休業等の協力金を支給されるその1割、10分の1を支援させていただくというものでございます。内訳につきましては、まん延防止等重点措置期間につきましては1事業者5万円、日額5万円の70事業者分、それに日数が19日間でございます。これの1割、10分の1を見させていただき、また、緊急事態宣言中につきましては日数的に35日でございます。これにつきましても同じく70事業者に対しましての日数35日、その日額7万円ということの10分の1ということ算定しておりますが、最終的にはこれは県のほうでいくら協力金を支給されているかということは情報提供いた

く中で適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、酒類の販売事業者につきましては、こういった休業要請等に応じた事業者さんとの常用的な取引がある事業者さんで、売上げの減少率が20パーセント以上ということで、16事業者に対します30万円という形で480万円、合わせましての2,860万円を見込ませていただいたというところでございます。

また、日野町観光関連事業者減収緩和支援金につきましては、10事業者に対しましての30万円を見込ませていただいております。これにつきましても減少率につきましては20パーセント以上減収になった場合ということで、30万円を上限として見込ませていただいております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） それでは再質問1点だけ、先ほどの水道料金の減免に関して、今回ひとしく減免していくということをお話いただきました。私、考えるに、今、コロナ禍において、先ほども少しお話しさせていただきましたが、格差が広がっているんじゃないかなというところを非常に心配しています。ということからも考えてみると、一律に支給するのはあまり、公平性を考える中でいかななものかなということちょっと考えているわけで、例えば家族年収で300万円とか400万円とかそういう世帯年収で、そういう計算で支給することなどを考えられなかったのか、そういうところもちょっと吟味して考えましたよとか、その点お聞かせ願えればと思います。

議長（杉浦和人君） 総務政策主監。

総務政策主監（安田尚司君） 山本議員のおっしゃるとおりでございます。一律でいかなものかという議論はもう十分、実を言うとさせていただきました。困窮者についてはどうなのかというのはいつも答弁させていただきますけども、本当に困った方については相談云々のいろいろな制度で、いわゆる社協を通じての支援をさせていただいております。一番苦しいのは、恐らく扶養の方も多くて年収が限られた方、扶養者が多い方、その辺だろうと。ただ、そこをどのように切ってターゲットにするのかというのは、厚生、福祉のほうとも相談をさせてもらっていろいろ協議したんですが、実際にはなかなかつかめないというのが実情だということだった。ほかのところでもやっておられるような子育てというような形も、それはある程度見えますよねと。ただ、じゃあこれは高額の方も同じですよという形になってくるし、なかなか非常に難しいところがございます。今おっしゃったように、もう少しスポットを当ててできるのかという部分については、後で福祉部門と協議をしながら進めさせていただければ、またほかの市町での施策も参考にさせていただきますというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑はございませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますがご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議第69号から議第71号まで、令和3年度日野町一般会計補正予算（第5号）ほか2件について、委員会付託を行います。

お諮りいたします。委員会付託につきましては付託案件の朗読を省略し、お手元へ配付いたしました付託表により厚生常任委員会および予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、お手元へ配付いたしました付託表により、厚生常任委員会および予算特別委員会に付託をいたします。

ここで、執行部側に対し申し上げたいことがあります。本日提案されました議第69号から議第71号までについては、本来ですと9月10日の質疑までに提出されるべき案件もあります。かつ議員の審査および十分な時間を取って、支障なく期されることと思うのが本来であります。今後、このような事案がないように十分注意され、ここで議長より嚴重注意をいたしますので、今後そのようにお取り計らいをお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に厚生常任委員会、予算特別委員会を開催し、付託案件の審査をお願いいたします。

それでは暫時休憩いたします。

－休憩 12時47分－

－再開 13時47分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議第69号から日程第4 議第71号まで、令和3年度日野町一般会計補正予算（第5号）ほか2件についてを一括議題とし、連合審査のため代表して山田予算特別委員長より審査結果の報告を求めます。

予算特別委員長 8番、山田人志君。

8番（山田人志君） それでは、たった今終了しました令和3年9月定例会における厚生常任委員会との連合審査会という形で開催した予算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

期日は9月27日午後0時55分からで、出席者は議長ほか委員全員と執行側は町長、副町長、教育長ほか担当課職員の皆さんでした。町長、議長からご挨拶をいただい

た後、議第69号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第5号）、議第70号、令和3年度日野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）、議第71号、令和3年度日野町水道事業会計補正予算（第2号）についてそれぞれ担当課から説明を受けた後、直ちに質疑に入り、まず委員から、道路維持補修事業について、町道2か所の現在の状況について質問がありました。建設計画課からですが、現在通行できる状態である。2か所のうち1か所は予算がつけばすぐにでも対応したいが、もう1か所は年内かかるのではないかという話でした。

また、別の委員さんから、水道料金の減免は今年はなぜ2か月だけなのかという質問がありまして、それについては総務課から、商工支援、いわゆる6月補正のプレミアムとの兼ね合いと、もう1つは主には財政調整基金との兼ね合いであるというようなお答えでした。

また、別の委員さんから、災害復旧の補助事業に関して該当場所を聞く質問がありまして、建設計画課からは、中山ほか4か所についての説明がございました。

それから、また別の委員さんからですが、幼稚園の自動水栓については、これまで学校施設によっては対応してきたのではないかと。場当たりのではないのかという質問が1点と、それから2点目には地域経済緊急支援事業について、これは県に協力をしているように見えるのだが、町の独自の事業かというご確認がございました。これについて、1点目は子ども支援課から、6月の際に幼稚園の予算がつき出して、今回その予算がついたから対応したということについて、これは委員さんから再質問で、先取りしていないんじゃないかというような再質問がございました。また、2点目については商工観光課から、県の支援金に町独自で上乗せするものですというご答えがありました。

また、副委員長から、水道会計のシステム変更は業者委託しかできないのかというご質問がありましたが、上下水道課からは、専門知識がないと難しい。職員では対応できない。日数的には2人で1日で終わっているが、事前検討の時間を相当使っているみたいだ、数日使っているようだというようなご答えでございました。

また、別の委員から3点質問がございまして、地域経済緊急支援の支出は県と同時か、あるいは後日に支援するのかという質問、2点目は観光関連事業者の支援について周知はどうするのか。3点目には水道料金減免の時期はいつなのかという質問でした。商工観光課から、1点目については新たに申請を受ける。2点目については県の情報を基に周知するというご答えがありました。また、3点目につきましては、水道料金の減免の期間ですが、奇数月の検針か偶数月の検針かによって、10月・11月分か11月・12月分かに分かれるという2か月であるということでした。なお、甲賀水道局については個人宛の補助金になるというようなご答えでございました。

最後に委員より、ブルーメの丘には支援しないのかという質問をいただきましたが、これについては主たる事業者が町内の場合ということで、ブルーメの丘の運営事業所の中の北山レーベンは対象ですから考えたいというようなご答弁でした。

以上で質疑は終了しまして、予算特別委員会に付託されました議第69号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第5号）については討論なく、採決に入ったところ全員起立で原案どおり可決すべきものということで決定いたしました。

その後、議第70号、令和3年度日野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）と議第71号、令和3年度日野町水道事業会計補正予算（第2号）について、厚生常任委員会ということで池元委員長から討論、採決を諮っていただいたところ、討論はなく、採決は全員賛成で原案どおり可決すべきものというふうに決していただいたということでございます。

その他意見なく終了し、議第69号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第5号）と議第70号、令和3年度日野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）、議第71号、令和3年度日野町水道事業会計補正予算（第2号）については原案どおり可決するというので、この本会議の委員長報告を委員長に委ねることに異議なしの賛同を得て、その後町長からご挨拶をいただき、13時38分に閉会いたしました。

以上で本日、先ほどまで開催していただきました予算特別委員会の委員長報告を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 以上をもって各委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第69号から議第71号まで、令和3年度日野町一般会計補正予算（第5号）ほか2件については別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

各案に対する委員長報告は、議第69号から議第71号まで、令和3年度日野町一般会計補正予算（第5号）ほか2件については原案可決であります。各案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第69号から議第71号まで、令和3年度日野町一般会計補正予算（第5号）ほか2件については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

日程第5 決議案第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書決議についてを議題といたします。

決議案の内容はお手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者より提案理由の説明を求めます。

総務常任委員会委員長 6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） それでは、決議案第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書決議についての提案理由の説明を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等へ対応に迫られており、地方税財源の充実が不可欠であります。

このような中、令和4年度地方財政対策および地方税制改正に向けて、意見書案に掲げている5項目について要望を行い、地方一般財源総額の確保・充実を国に強く求めていくものでございます。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣でございます。みなさんのご賛同をいただきますようご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

－なし－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

－なし－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書決議について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、決議案第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書決議については、原案のとおり可決することに決しました。

本意見書は、日野町議会議長名において政府関係機関宛てに送付いたします。

日程第6 決議案第4号、コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書決議についてを議題といたします。

決議案の内容はお手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者より提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員会委員長 10番、中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは、決議案第4号、コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書決議について提案理由の説明を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大による需要の消失から、2020年産米の過大な流通在庫が生まれ、2021年産米においてもさらなる消費減少と相まって、前渡金で前年度比2,000円前後の下落提示となり、農家からは悲鳴が上がっています。コロナ禍の需要減少による過剰在庫は、政府が責任を持って市場隔離を行い、緊急買入れなど特別な対策が必要です。

このような中、全国各地で取り組まれている食糧支援、食糧の配布が歓迎されており、国は緊急対策により国を挙げて支援制度を行うことが今こそ求められています。コロナ禍というかつて経験した事のない危機的事態の中で、要望事項に上げています2点を実現することにより米の需給改善と米価下落の対策が図られ、農業者の経営と地域経済を守ることが出来ますので、国に対して従来の政策枠組みにとらわれない対応を早急に実現されるよう求めるものでございます。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣でございます。皆様のご賛同をいただきますようご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第4号、コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書決議について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、決議案第4号、コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書決議については、原案のとおり可決することに決しました。

本意見書は、日野町議会議長名において政府関係機関宛てに送付いたします。

日程第7 決議案第5号、警察官の増員を求める意見書決議についてを議題といたします。

決議案の内容はお手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者より提案理由の説明を求めます。

総務常任委員会委員長 6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） それでは、決議案第5号、警察官の増員を求める意見書決議についての提案理由の説明を行います。

国民が安心して暮らせる地域社会は、国民生活の向上や経済成長の基盤となるものであり、国民全ての願いです。しかしながら、滋賀県においては、不審者による子どもへの声かけ事案、ストーカー・DV事案、児童虐待事案などの人身安全関連

事案、高齢者が当事者となる交通事故や特殊詐欺被害ならびに行方不明となる認知症高齢者の捜索等、対処すべき新たな課題が増大しており、県民の安全と安心を確保していくことが喫緊の課題となっております。

また現在、滋賀県の警察官1人あたりの負担人口は622人であり、これは全国ワースト3位となっており、平成12年に発表された警察刷新に関する緊急提言における基準、警察官1人当たりの負担人口500人程度を上回っていることから、警察官の増員が必要不可欠と考えております。つきましては、必要な警察官の増員を図るために、警察法および警察法施行令に定める地方警察職員の定員の基準について改正するよう要望するものでございます。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国家公安委員会委員長、警察庁長官でございます。併せまして、滋賀県知事、滋賀県会議長、滋賀県警察本部長に対しまして、お手元に配付しています内容で要望書を提出させていただきたいと考えております。皆様のご賛同をいただきますようご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上、提案の理由説明とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第5号、警察官の増員を求める意見書決議について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、決議案第5号、警察官の増員を求める意見書決議については、原案のとおり可決することに決しました。

本意見書は、日野町会議長名において政府関係機関宛てに送付いたします。同

件に関する案件については、滋賀県関係機関にも要望書を日野町議会議長名で送付することを申し添えます。

ここで暫時休憩いたします。

－休憩 14時06分－

－再開 14時07分－

議長（杉浦和人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事日程の変更についてお諮りいたします。

お手元の議事日程第8および日程第9を、それぞれ繰り下げ、日程第9から日程第10とし、日程第8に新たに議第72号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを追加することにしてよろしいでしょうか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、日程変更をいたします。

日程第8 議第72号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長（堀江和博君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

日程第8 議第72号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案につきましては、令和3年9月1日に提案いたしました令和2年度日野町下水道事業会計決算書に誤りがあり、議会および監査委員との信頼を損ねるとともに議会運営を停滞させ、町民の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことに對して、改めて深くおわびを申し上げるものであり、町政をあずかる責任者として一定のけじめが必要と考えたところがございます。私としましては、その責任を痛感し、町長の給料月額を10パーセント減額することとし、本案を提案させていただくものです。期間は1か月間としております。今後はこのようなことが起こらないように事務処理体制に万全を期し、町民の皆様の信頼回復を図るべく全力を尽くしてまいりたいと考えております。ご理解いただき、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） ただいま、議第72号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いただきました。今も町長が説明いただいたように、これは9月1日の決算特別委員会のときの、本当であつたらもっと早くに見つけて、この特別委員会が始まる前に処理するのが当たり前であつて、そのと

きになって分かってきたことであって、今、説明があったように、10パーセント町長が責任を取って処理されるということなんですけども、これは事務処理の中で起こったことなので、やっぱり事務者というか担当課の責任、一番下まで行く必要はないか分からないですけども、課長、参事、その関係ぐらいまではやっぱり責任もあるのではないかなと、町長だけの問題ではないかなと私は思うんですけども、その点はどうなんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 9番、谷 成隆君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

総務課長（澤村栄治君） ただいま谷議員さんから質疑をいただきました。このたびは大変申し訳なく思っております。そうした中で町長がこうした条例改正を提案させていただいたわけなんですけども、担当部署につきましても管理職4名に対して口頭注意もしくは文書訓告を行う予定と考えております。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） 言われることも分かるんだけど、日野町の執行側というのか、今までからもそういうことは多々起こっていたことなので、それで済むだけのことではないかと思うんですけども、やはり嚴重に注意していただいてしていかないと、またこれは再発するというか、確認がおろそかになるというのか、やっぱりそれを、2重、3重のチェックができないとこのようなことを繰り返すので、せっかく監査していただいても意味がないということなので、十分に注意していただきたいと私は思います。

終わります。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第8 議第72号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託を省略し、討論を行い採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8 議第72号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、日程第8 議第72号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第9 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元へ配付の議員派遣一覧表により議員派遣をすることといたしたいと思いをします。

なお、派遣の変更および緊急を要する派遣の場合は議長において決定いたしたいと思いをしますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣結果を議長まで報告をお願いいたします。

日程第10 委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元へ印刷配付いたしました文書表のとおり、会議規則第71条の規定に基づき、閉会中の所管事務の継続審査ならびに継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査ならびに継続調査をすることにご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査ならびに継続調査をすることに決しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会、地方創生特別委員会および議会改革特別委員会は、問題調査のため引き続き設置いたしたいと思いをしますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、引き続き設置することとし、閉会中の調査をお願いいたします。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長（堀江和博君） 閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

9月も残すところ3日となり、吹く風も涼しく感じられる季節となつてまいりました。議員の皆様方には、1日の提出議案をはじめ、追加の補正予算等を提案いたしました案件につきまして慎重なご審議を賜り、決算を除く全議案、可決ご承認いただき、厚く御礼を申し上げます。

そしてまた、先ほどは私の給料の減額につきましてもご理解をいただきました。今議会におきまして議第67号、令和2年度日野町下水道事業会計決算について訂正をさせていただいたことにつきましては、今後このようなことが二度と起こらないように事務処理の改善をするとともに、信頼回復に努めてまいりたいと思います。また、追加補正につきましても急遽工夫をいただいでご審議をいただきまして、大変申し訳なく思っております。今後このようにご迷惑をおかけすることなく皆様にお諮りをさせていただくよう努力をしてまいります。

なお、令和2年度各会計決算につきましては、決算特別委員会で継続審査をいただくこととなっております。引き続きよろしくお願いを申し上げます。

さて、9月18日には台風14号が滋賀県にも最も接近いたしました。幸いにも日野町におきまして大きな被害はございませんでしたが、今後も台風シーズンは続いてまいります。町といたしましてもしっかりと気を引き締め、日頃の備えはもとより早めの対応を心がけ、水防対策にも対応していかなければと考えております。

9月21日には、秋の全国交通安全運動に向けた東近江地区交通安全出動式に出席いたしました。9月以降は夕暮れどきと夜間の交通事故が増えますので、安全運転とともに思いやり、譲り合いの気持ちを持って運転いただきますよう啓発に努めていきたいと思ひます。

さて、まだまだ予断を許さない新型コロナウイルスの感染状況ですが、町内の新型コロナウイルスワクチン接種状況は、昨日までの接種率、日野町全体で1回目65.9パーセント、2回目が57.5パーセントとなっており、県、全国平均を少し上回るペースとなっております。また、8月27日からは滋賀県におきましても緊急事態宣言の対象地域となつてまいりました。このことに伴い、日野町におきましてもより一層住民の皆様のご生活、地域経済に大きな影響が出ているところでございます。今後も引き続き、町民の皆様のご健康と生活を守るため、感染症対策および経済支援に全力で取り組んでまいります。

9月は敬老月間でもございます。日野町におきましては100歳以上の方は21名いらっしゃいます。ご長寿をお祝い申し上げますとともに、お元気で過ごしていただきたいと思ひます。

例年ですと、10月から町内各地域におきまして多くの行事が開催されますが、今年も新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、各地区町民運動会、スポーツ天

国の日をはじめ氏郷まつり“楽市楽座”などが中止されました。来年こそは感染拡大が終息し、多くのイベントで町民の皆様が元気で参加できる社会になっているように願っているところでございます。また、10月には町内小学校、幼稚園、こども園、保育園におきまして感染症対策を講じた上で運動会が実施される予定でございます。コロナ禍の中ではありますが、子どもたちの元気な姿が見られる運動会になればと願っております。

結びになりますが、議員各位におかれましては公私ともご多用のことと存じますが、健康には充分ご留意をいただきまして、議員活動はもちろんのこと、各方面でのご活躍を心からご期待申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 去る9月1日から本日まで提出案件の審議に当たられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

さて、朝晩におきましては秋の気配が感じ取られるようになりました。議員各位におかれましてもますます自己研さんに努められ、町政発展のためにご奮闘されますようお願い申し上げます。コロナ禍で、昨年引き続きスポーツ、文化、産業等の町内各地区で開催される秋のイベントが中止され、またあるいは規模縮小されておりますが、創意工夫を凝らし、住民の皆さんと対話の機会を持たれることを心から求めます。あわせまして、くれぐれもご自愛をされ、住民福祉の向上のために議員活動にご精励されますことを心からお願い申し上げます。

以上をもちまして本日の会議を閉じ、令和3年第6回定例会を閉会いたします。
一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

議長（杉浦和人君） ご苦勞さまでございました。

— 閉会 14時20分 —

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 後藤 勇樹

署名議員 谷 成隆